

「ガンバレ！受験生」事件

知財高裁平成19年4月26日判決
平成19年（行ケ）第10458号 審決取消請求事件
キーワード：同日出願

協議・協議命令・くじの手續が執られずに過誤登録されたことは、商標法8条2項、同5項違反の無効事由とはならないと判断された事案。

1. 事案の概要

登録第4453796号「ガンバレ！受験生」（本件商標登録）は、訴外甲の登録第4441897号「がんばれ！受験生」と同日に出願されたが、8条2項の協議や5項のくじが実施されることなく、重複して登録されている。原告は、これを理由に本件商標登録に対し無効審判を請求したところ、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

2. 裁判所の判断

法46条1項の無効事由該当性の有無の解釈に当たっては、違反した手續の公益性の強弱の程度、及び無効事由に該当すると解した場合の法制度全体への影響等を総合的に判断してこれを行うべきものである。法46条1項1号の「その商標登録が...第8条第1項、第2項若しくは第5項...の規定に違反してされたとき」の公益性の程度は、重複した商標登録の併存を法が絶対に許容しない程の強い公益性を有するものと解することはできない（設定登録後5年を経過すれば、重複登録は適法に並存できる。）のみならず、仮に本件商標及び訴外甲商標につき無効とすべきものと解することになると、それよりも後願の者の商標登録出願を許容することになり、その後願者にいわゆる漁夫の利を付与することになって、先願主義の立場に反する結果になる。

そうすると、法8条2項、同5項に違反し商標登録が無効となる場合とは、先願主義の趣旨を没却しないような場合、すなわち出願人の協議により定めたにも拘わらず定めた一の出願人以外のものが登録になった場合、くじの実施により定めた一の出願人でない出願人について登録がなされたような場合をいうものと解するのが相当である。

したがって、これと同旨の審決が法8条2項、同5項の解釈を誤ったということとはできず、審決に違法はない。

弁理士 土生 真之